

第6回定期総会議事録	
1、日 時	平成30年6月28日(木)
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員6名(国分、前田、橋本、黒土、奥、今井)
4、欠席委員	3番坪根委員
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、羽田野、高倉、後藤
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	1番橋本委員、8番石川委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。 議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、1番橋本委員、8番石川委員にお願いします。
議案審議 議第1号 議 長	議第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 1番、2番の読み上げを事務局お願いします。
事務局(高倉)	1番、2番議案朗読
議 長	議第1号 農地法第18条第6項の規定の1番、2番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1番(橋本)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。1番は解約後に自作、2番は利用権設定となっております。審議をお願いします。

議 長	1 番、2 番について橋本委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番、2 番は許可と致します。続きまして 3 番、4 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	3 番、4 番議案朗読
議 長	3 番、4 番について高倉委員に調査報告をお願いします。
2 番 (高倉)	貸人の農地を中間管理機構を通して借人に貸すいわゆる 3 者契約になっております。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	3 番、4 番について、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 3 番、4 番は許可と致します。続きまして 5 番、6 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	5 番、6 番議案朗読
議 長	5 番、6 番について植山委員に調査報告をお願いします。
5 番 (植山)	中間管理機構を通ず契約をして、借り人が自作するものとなっております。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	5 番、6 番について、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 5 番、6 番は許可と致します。続きまして 7 番、8 番について事務局お願いします。

事務局(高倉)	7 番、8 番議案朗読
議 長	7 番、8 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番 (田畑)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権設定となっております。特に問題はないと思われ れます。審議の程お願い致します。 続きまして 8 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定となっております。特に問題はないと思われ れます。審議の程お願い致します。
議 長	7 番、8 番について、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議あり ませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 7 番、8 番は許可と致します。 続きまして 9 番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	9 番議案朗読
議 長	9 番について玉麻委員に調査報告をお願いします。
1 3 番 (玉麻)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	9 番について、玉麻委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませ んか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 9 番は許可と致します。
議案審議 議第 2 号 議 長	農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について 農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について事務局お願い します。

事務局(後藤)	議第 2 号議案朗読
議 長	議第 2 号について、事務局からの説明ですが、ご異議ありませんか。
推進委員(前田)	農地所有適格法人に関する要件適格届出書の 3 番に、法人の事業に必要な年間総労働日数が 6 0 0 日と書いてあるが、どういうことでしょうか。
議 長	事務局、回答をお願いします。
事務局(梶原)	年間総労働日数が 6 0 0 日というのは、個人で 6 0 0 日ではなく、構成員 4 名で合わせて 6 0 0 日ぐらい農業をするということです。
議 長	前田推進委員、よろしいでしょうか。
推進委員(前田)	はい。
議 長	そのほか、質問はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 2 号は承認致します。
議案審議 議第 3 号	空き家バンク付随農地について
議 長	空き家バンク付随農地について事務局お願いします。
事務局(高倉)	議第 3 号朗読
議 長	議第 3 号について、事務局からの説明ですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号は承認致します。 農用地利用集積計画(案)について 議第 4 号農地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当者、説明をお願いします。

農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長	只今説明のありました平成 30 年 (6 月分) 農用地利用集積計画 (案) の 所有権移転について、皆様、ご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご意見ありませんので、議第 4 号平成 30 年 (6 月分) 農用地利用集積 計画 (案) の所有権移転については承認と致します。 続きまして、議第 4 号平成 30 年 (6 月分) 農用地利用集積計画 (案) の利用権設定について農政振興課担当者、説明をお願いします。なお、 私は議事参与により退室します。
議 長 (百留)	中原会長が議事参与ということですので代わって議長を務めさせてい ただきます。 農用地利用集積計画 (案) について では議第 4 号農地利用集積計画(案)の利用権設定についての、農政振興 課担当者、説明をお願いします。
農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長 (百留)	只今説明のありました平成 30 年 (6 月分) 農用地利用集積計画 (案) の利用権設定について、皆様、ご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長 (百留)	ご意見ありませんので、議第 4 号平成 30 年 (6 月分) 農用地利用集積 計画 (案) の利用権設定については承認と致します。 では中原委員入室をお願いします。
議案審議 議第 5 号 議 長	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件につ いて事務局は 1 番、2 番の報告をお願いします。

事務局(高倉)	1 番、2 番を朗読
議 長	議第 5 号 1 番、2 番についての調査報告を義経委員にお願いします。
4 番(義経)	(1 番、2 番の現地について説明) それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 5 号 1 番、2 番については義経委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 5 号 1 番、2 番許可と致します。続きまして 3 番、4 番を事務局の報告をお願いします。
事務局(高倉)	3 番、4 番を朗読
議 長	議第 5 号 3 番、4 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
5 番 (田畑)	(3 番、4 番の現地について説明) それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。審議お願い致します。続きまして 4 番について報告します。譲受人は 2 号議案で届出のあった法人が譲渡し人より買い受けるとの事です。譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 5 号 3 番、4 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 5 号 3 番、4 番は許可と致します。続きまして 5 番を事務局。
事務局(高倉)	5 番を朗読

議 長	議第 5 号 5 番についての調査報告を田上委員にお願いします。
9 番(田上)	(5 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件も満たしており、問題はないかと思われます。 審議お願い致します。
議 長	議第 5 号 5 番については、田上委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 5 号 5 番は許可と致します。続きまして 6 番を事務局。
事務局(高倉)	6 番を朗読
議 長	議第 5 号 6 番についての調査報告を玉麻委員にお願いします。
13 番(玉麻)	(6 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。 審議お願い致します。
議 長	議第 5 号 6 番については、玉麻委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 5 号 6 番は許可と致します。続きまして 7 番を事務局。
事務局(高倉)	7 番を朗読
議 長	議第 5 号 7 番についての調査報告を長尾委員にお願いします。
14 番(長尾)	(7 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。 審議お願い致します。

議 長	議第 5 号 7 番については、長尾委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 5 号 7 番は許可と致します。
議案審議 議第 6 号	議第 6 号
議 長	農地転用事業計画変更申請に関する件について 1 番事務局お願いします。
事務局 (中春)	1 番を朗読
議 長	議第 6 号 1 番についての調査報告を高倉委員にお願いします。
2 番 (高倉)	(1 番の現地について説明) 申請目的は住宅分譲用地です。5 条許可済み案件であります。同種の事業計画変更であるため特に問題はないと思われまますので審議お願い致します。
議 長	議第 6 号 1 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第 7 号	議第 7 号
議 長	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番事務局お願いします。議事参与により、橋本委員は退室をお願いします。
事務局 (中春)	1 番を朗読

議 長	議第 7 号 1 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番 (田畑)	(1 番の現地について説明) 申請目的は農地造成です。境界もはっきりしていますし、隣接する農地への影響もありませんので問題ないと思われます。審議をお願いします。
議 長	議第 5 号 1 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。
議案審議 議第 8 号	議第 8 号
議 長	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件についてそれでは 1 番事務局お願いします。
事務局 (中春)	1 番を朗読
議 長	議第 8 号 1 番についての調査報告を国分推進委員にお願いします。
国分推進委員	(1 番現地について説明) 転用目的は賃貸共同住宅用地です。排水については公共下水道、雨水については隣接の水路に放流ということです。以上審議をお願いします。
議 長	議第 8 号 1 番については、国分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 8 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。では次に 2 番、3 番、4 番を事務局。
事務局 (中春)	2 番、3 番、4 番を朗読

議 長	議第 8 号 2 番、3 番、4 番についての調査報告を前田推進委員お願いします。
前田推進委員	<p>(2 番現地について説明)</p> <p>転用目的は店舗用地です。排水は公共下水道、雨水については北側の道路側溝に放流です。問題ないと思われます。以上審議お願いします。</p> <p>(3 番現地について説明)</p> <p>転用目的は賃貸共同住宅用地です。排水は公共下水道、雨水については南側の水路に放流です。境界確認も出来ており問題ないと思われます。周辺の農地についても問題ないと思われます。以上審議お願いします。</p> <p>(4 番現地について説明)</p> <p>転用目的は一般住宅用地及び駐車場用地です。排水については合併浄化槽を設置して水路に放流ということです。雨水も同様に放流です。境界確認も出来ており、周辺の農地についても問題ないと思われます。以上審議お願いします。</p>
議 長	議第 8 号 2 番、3 番、4 番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 8 号 2 番、3 番、4 番については許可相当とし、県に進達致します。次の議案に入る前に橋本委員が議事参与ですので退室お願いします。では 5 番事務局
事務局 (中春)	5 番を朗読
議 長	議第 8 号 5 番についての調査報告を橋本推進委員お願いします。
橋本推進委員	<p>(5 番現地について説明)</p> <p>転用目的は事業所敷地拡張用地です。排水は公共下水道、境界確認も出来ており、周辺の農地についても問題ないと思われます。審議お願いします。</p>
議 長	議第 8 号 5 番については、橋本推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 8 号 5 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。では 6 番、7 番事務局
事務局 (中春)	6 番、7 番を朗読
議 長	議第 8 号 6 番、7 番についての調査報告を義経委員お願いします。
4 番 (義経)	(6 番現地について説明) 転用目的は一般住宅用地です。排水は水路に放流ということです。周辺の農地についても問題はないと思われまますので審議お願いします。
	(7 番現地について説明) 転用目的は一般住宅用地です。排水は合併処理浄化槽で水路に放流ということで、周辺の農地についても問題ないと思われまますので審議お願いします。
議 長	議第 8 号 6 番、7 番については、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 8 号 6 番、7 番については許可相当とし、県に進達致します。 続きまして 8 番、9 番事務局
事務局 (中春)	8 番、9 番を朗読
議 長	議第 8 号 8 番、9 番についての調査報告を植山委員お願いします。
5 番 (植山)	(8 番、9 番現地について説明) 8 番の転用目的は宅地分譲用地 (8 区画) です。生活排水は合併処理浄化槽を設置しそれから水路へ放流となっております。雨水も同じく水路へ放流となっております。境界確認も出来ており、特に問題はないと思われまます。 9 番の転用目的は一般住宅用地です。排水については 8 番と同じです。

		境界確認も出来ており、特に問題はないと思われまますので審議お願い致します。
議	長	議第 8 号 8 番、9 番については、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 8 号 8 番、9 番については許可相当とし、県に進達致します。続きまして 10 番事務局
事務局 (中春)		10 番を朗読
議	長	議第 8 号 10 番についての調査報告を田畑委員お願いします。
6 番 (田畑)		(10 番現地について説明) 転用目的は宅地分譲用地 3 区画です。生活排水は合併浄化槽を設置して前面市道側溝へ流します。雨水も同様です。境界確認も出来ており、周辺の農地への影響もございません。特に問題はないと思われまますので審議お願い致します。
議	長	議第 8 号 10 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 8 号 10 番については許可相当とし、県に進達致します。続きまして 11 番事務局。議事参与により、橋本委員は退室をお願いします。
事務局 (中春)		11 番を朗読
議	長	議第 8 号 11 番についての調査報告を田畑委員お願いします。
6 番 (田畑)		(11 番現地について説明) 転用目的は車輛置場用地です。譲受人は中古車販売、輸出販売業を営んでおり、事業の拡大に伴い、流通の関係上、今回の申請に至ったとの

		<p>事です。雨水は地下浸透及び隣接する道路側溝へ放流となっております。境界の確認も出来ており、周辺への影響もありません。特に問題はないと思われまますので審議お願い致します。</p>
議 全委員	長	<p>議第 8 号 11 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議ありませんので、議第 8 号 10 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。</p>
議案審議 議第 9 号	長	<p>議第 9 号 非農地証明願に関する件について。1 番～4 番まで事務局。</p>
事務局 (高倉)		<p>1 番～4 番を朗読</p>
議 全委員	長	<p>議第 9 号 1 番から 4 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議ありませんので、議第 9 号非農地証明願に関する件について、1 番～4 番を適当とし、証明を発行致します。</p>
議案審議 議第 10 号	長	<p>議第 10 号 全国農業新聞の普及促進に関する申し合わせ決議に関する件について。事務局。</p>
事務局 (福永)		<p>議第 10 号 (別紙議案のとおり)</p>
議 全委員	長	<p>議第 10 号について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 10 号全国農業新聞の普及促進に関する申し合わせ決議に関する件について、承認します。</p>
議案審議 議第 11 号 議 長 事務局（福永）	<p>議第 11 号 その他について事務局よりお願いします。 議第 11 号 (別紙議案のとおり) 4、公務災害補償の加入について、加入口数を決めていただきたいと思 います。</p>
議 長	<p>加入口数はどのようにしましょうか。</p>
全委員	<p>いままで通りがいいと思います。</p>
議 長	<p>今まで通りでよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは今回の総括を致します。 議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 9 番については許可と致します。 議第 2 号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について 1 番は承認と致します。 議第 3 号空き家バンク付随農地について 1 番は承認と致します。 議第 4 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。 議第 5 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 7 番については許可と致します。 議第 6 号農地転用事業計画変更申請に関する件について 1 番にいては許可相当として県に進達致します。 議第 7 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番にいては許可相当として県に進達致します。 議第 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 11 番については許可相当として県に進達致します。 議第 9 号非農地証明願に関する件について 1 番から 4 番については承認と致します。</p>

議第 10 号全国農業新聞の普及促進に関する申し合わせ決議に関する件について

承認と致します。